

議案第 34 号

赤井家住宅の設置及び管理に関する条例の制定について

赤井家住宅の設置及び管理に関する条例を次のとおり制定しようとする。

平成 26 年 2 月 27 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

赤井家住宅の設置及び管理に関する条例

(設置)

第 1 条 武家屋敷の^た佇まいを残す歴史的建造物に触れながら伊賀の技を学び、市民の交流、体験の場として活用を図ることにより、中心市街地の活性化に資することを目的として、赤井家住宅（以下「住宅」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 赤井家住宅

位置 伊賀市上野忍町2941番地

(管理)

第 3 条 住宅の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が行うものとする。

(休館日)

第 4 条 住宅の休館日は、毎週水曜日及び12月29日から翌年 1 月 3 日までとする。ただし、指定管理者が必要と認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。

(使用時間及び観覧時間)

第5条 住宅の使用時間は、午前9時から午後10時まで、観覧時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(使用の許可)

第6条 住宅を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 住宅の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) その他住宅の管理上支障があると認められるとき。

(使用の制限)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。

- (1) 前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可を受けた使用の目的に違反したとき。
- (2) 使用者が、この条例若しくはこの条例に基づく規則又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- (3) 使用者が、許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。
- (4) 天災地変その他避けることができない理由により必要があると認められるとき。
- (5) 公益上必要があると認められるとき。
- (6) その他住宅の管理上特に必要と認められるとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命じた場合において、使用者に損害が生じても、指定管理者は、その賠償の責めを負わな

い。

(利用料金の納付)

第8条 使用者は、利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 利用料金の額は、別表に定めるとおりとする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(1) 市又は公共団体が使用するとき。

(2) その他指定管理者が特に必要があると認めたとき。

(利用料金の不返還)

第10条 既に納付された利用料金は還付しない。ただし、使用者の責めに帰さない理由により住宅を使用することができなくなった場合は、既納の利用料金の全部又は一部を返還することができる。

(特別設備)

第11条 使用者は、特別の設備をし、若しくは既存の設備に変更を加え、又は備付け以外の器具を持ち込んで使用しようとする場合は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(目的外使用、権利譲渡等の禁止)

第12条 使用者は、住宅を許可目的以外の目的に使用し、又は使用する権利を他人に譲渡し、若しくは貸してはならない。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、使用が終わったとき、又は第7条第1項の規定により許可を取り消され、若しくは使用の中止を命じられたときは、その使用した住宅の施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第14条 使用者は、住宅の建物、設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 市長は、使用者の責めに帰すことができない特別の事情があると認めるときは、前項の規定による損害賠償の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者が行う業務)

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 住宅の使用許可に関する業務
- (2) 住宅の利用料金の徴収に関する業務
- (3) 住宅の利用促進を図るイベントの企画・運営
- (4) 住宅の施設及び設備の維持管理並びに軽微な修繕に関する業務
- (5) その他住宅の運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除き、市長が必要と認めた業務

(指定管理者の指定の期間)

第16条 指定管理者が住宅の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、その日)から起算して3年間とする。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(指定管理者の指定の期間の特例)

2 この条例の規定に基づき初めて指定管理者を指定する場合の指定の期間は、第16条の規定にかかわらず、指定を受けた日の属する年度の4月1日から起算して3年間とする。

別表（第8条関係）

赤井家住宅利用料金

	午前	午後	夜間	全日
	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後10時	午前9時～ 午後10時
和室（1） 14畳	500円	500円	500円	1,200円
和室（2） 6畳	300円	300円	300円	800円
厨房・飲食スペース	600円	600円	600円	1,500円
展示室（1）	500円	500円	500円	1,200円
土蔵（1）	400円	400円	400円	1,000円
茶室 3畳	300円	300円	300円	800円

備考

- 1 使用申請する場合の利用料金は、時間の区分に応じ、次に定める額とする。
 - (1) 午前から午後まで（午前9時から午後5時まで） 午前及び午後の利用料金の合計額
 - (2) 午後から夜間まで（午後1時から午後10時まで） 午後及び夜間の利用料金の合計額
- 2 営利、営業、宣伝その他これらに類する目的のために使用する場合は、利用料金に100分の200を乗じて得た額を加算する。
- 3 冷房又は暖房を使用する場合は、利用料金に100分の50を乗じて得た額を加算する。